

【公告】 会員権停止

寝屋川市木屋元町五―三一
阿南工務店
代表者 佐藤 哲彦

右の者は、自ら売主となる土地建物売買契約において、重要事項説明義務違反、担保責任についての特約の制限違反及び手付金等の保全義務違反が発覚し、本会の名誉を毀損し信用を失墜した理由により、本会定款第十条並びに同定款施行規則第十五条第一項及び同第二項第四号の規定に基づき、令和六年八月七日から百三十五日間会員権を停止する。

令和六年七月三十一日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
会 長 山 本 清 孝
綱紀自主規制委員会
委 員 長 小 松 邦 泰